

## 荷待ち時間記録Q & A（全ト協版）

問1. 8時荷卸しの時、8時の荷卸し時間に間に合うように6時から待機していた場合は事業者都合になるのか。

（答）荷主の指示が8時であった場合に、事業者（運転手）側の都合により当該指示より早く集貨又は配達を行う地点に到着した場合は、事業者都合となり待機時間に含まないこととしています。

今回の「貨物自動車運送事業輸送安全規則」（以下、安全規則）の一部改正における荷待ち時間等の記録については、「荷主の都合により～待機した場合」について記載することとしており、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（以下、解釈運用通達）により、荷主都合による待機時間の基本的な考え方について示しています。

問2. 8時引取指定の荷主ではあるが、毎回2時間以上並ばなければ時間通りの引取りが出来ないため、6時着の指示を出した場合の2時間は、荷主都合の待機時間としてよいか。

（答）解釈運用通達により、「荷主の都合」に係る判断基準については、「事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等」を判断基準とします。

よって、荷主からの引取指定時刻より早く集貨又は配達を行う地点到着した場合の待機時間については、事業者都合となり記載を要しません。ただし、毎回2時間以上の待機時間が発生している運行に対し、待機時間の記録をもとに、荷主へ交渉等をしたにも関わらず、引取指定時刻の改善等が図られない場合については、事業者の判断により荷主都合の待機時間として差しつかえありません。

問3. 運行管理者からの指示は8時引取のみで、2時間待たされることが分かっているドライバーの判断により6時着で引取に行った場合の2時間は、荷主都合の待機時間としてよいか。

（答）解釈運用通達による判断基準から、問3の場合は、運行指示が8時であり、事業者都合と考えます。しかし、問2（答）ただし書きのような場合については、事業者の判断により、荷主都合の待機時間として差しつかえありません。

問4. 午前中、夕方は「待機時間」が発生する可能性が高いことを承知しているが、その時間帯しか配車できない場合の集貨／配達の30分以上の待機は荷主都合の待機時間としてよいか。

（答）当該運行に係る配車の時刻等が、事業者としての運行計画又は運行指示によるもの

なのかな、荷主の指示等によるものかどうかを判断の基準とします。

問5. 同じ荷主工場内の異なる出荷場所から積み込みを行う場合、荷待ち時間の合計

が30分を超える場合には「荷待ち時間」となるのか（例：A製品－20分、B製品－20分、計40分の荷待ち時間）。

（答）小口配送等における30分未満の待機時間については、対象となりませんが、問5の場合においては、待機時間が30分を超える場合は待機時間として差しつかえありません。

問6. 荷待ち料金が本来業務として収受できている場合は、荷待ち時間の合計が30分を超えていても、荷主都合の荷待ち時間として記載する必要はないのか。

（答）今回の省令改正の趣旨は、荷待ち時間の実態を把握し、トラックドライバーの長時間労働の是正及び荷待ち時間等の削減を目的としているため、待機時間に係る料金の収受と関係なく、該当すれば記録することとなります。

問7. 海上コンテナでは引取時間の指定がなく、荷物は港で荷揚げされているものとして荷物を引き取った後の配達時間の指定があるのみである。  
しかしながら港湾業者の都合により船舶の積み卸しが優先されるため、車両の積み込みが後回しとなり、渋滞待機が発生する。その場合の待機は「待機時間」となるのか。

（答）原則は、解釈運用通達による考え方に準拠することとなりますが、省令改正の趣旨に鑑み、海上コンテナ等による待機時間についても、荷主都合によるものと判断する場合には、待機時間と考え記録して差し支えありません。

問8. 「附帯業務」の範囲を明確化して欲しい。

例えば、ドライバー自らが荷主先のリフト等を使用して荷積みあるいは荷卸しを行いつつ、荷主の指示のあった場所に置く作業が伴う場合は、「附帯業務」か、あるいは「荷積み／荷卸し作業」と整理すべきか。

（答）「附帯業務」については、基本的に荷積み、荷卸し以外の業務であると考えており、

問8の業務のような、「荷積み又は荷卸し」と「附帯作業」が一体となっており、それぞれの日時の記載が難しい場合については、「荷積み又は荷卸し」として整理して差し支えないと考える。

問9. 積み込み時間等が17時ならいいが、たまに22時に指定される場合もある。指定時間からの待機時間はないが、22時までの時間を荷主都合とできるのか。

（答）荷主の都合については、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものであることから、当該指示より前に発生した待機時間については、原則待機時間に含まないこととしています。

問 10. 伝票（領収証、納品書など）の受け取りに時間がかかる場合も待機時間としていいのか。

（答）待機時間については、集貨地点等における到着日時から出発日時までのうち、業務及び休憩に係る時間を控除した時間としており、伝票の受け取り等を事業者の管理上、業務と判断するかにより待機時間とするかを判断することとなります。

問 11. 遅延できないので通常は指定時間の30分前には到着しているが、指定時間までの時間は待機時間になるのか。

（答）問9のとおり。

問 12. 指定時間まで荷主の敷地内に入れず、敷地外で時間まで待機する場合は待機時間になるのか。

（答）問9のとおり。